

# 大麻取扱者免許申請指導要綱

平成 22 年 10 月 1 日制定

## (趣旨)

第 1 条 大麻取締法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 124 号。以下「法」という。）に規定する大麻取扱者免許申請について適正な手続きを行うために行う行政指導に関し、その内容となるべき事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、法及び大麻取締法施行規則(昭和 23 年 7 月 2 日厚生・農林省令第 1 号。以下「規則」という。)の例による。

## (事前協議)

第 3 条 大麻取扱者免許申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、大麻取扱者免許申請をする前に、大麻栽培者免許申請にあつては大麻取扱者事前協議書(別記第 1 号様式)、大麻取扱者目的概要書(別記第 2 号様式)、大麻の栽培予定地に所有権、抵当権、その他権利を有する者の栽培同意書(別記第 3 号様式)、大麻の栽培予定地の隣接地に所有権、抵当権、その他権利を有する者全ての隣接同意書(別記第 4 号様式)、栽培予定地及び栽培予定地の隣接地の公図写(地目、地番、及び所有者の氏名が記載されたもの)、並びに栽培予定地の土地登記簿を、大麻研究者免許申請にあつては大麻取扱者事前協議書(別記第 1 号様式)、及び大麻取扱者目的概要書(別記第 2 号様式)を千葉県健康福祉部薬務課に提出し、協議するものとする。

2 大麻栽培者にあつては、千葉県健康福祉部薬務課は前項の協議において、大麻の栽培目的に十分な合理性が認められる場合として、大麻栽培が国民生活にとって必要不可欠で社会的有用性が認められる場合であり、次の各号に全て該当する場合であるか確認するものとする。

- (1) 栽培目的は、大麻の吸食、鑑賞等、個人の趣味又は趣向によるもので無いこと。
- (2) 栽培目的が、大麻そのものを使用するものでないこと。
- (3) 申請者が、地域の祭事等を司る者で組織される団体、又はその団体に所属し代表としてこの団体を管理する者等、伝統文化を継承する者であり、かつ、栽培目的が、地域の伝統的祭事等伝統文化の継承のために必要不可欠で社会的有用性が認められるものであること。
- (4) 必要とする大麻製品の代替品として適当なものが無い等、その栽培目的に十分な必要性が認められること。
- (5) 大麻製品の供給が途絶える等、栽培目的に、大麻製品を必要とする者が自ら大麻栽培者免許を受けて大麻栽培をしなければならない緊急の必要があると認められること。

3 大麻研究者にあつては、千葉県健康福祉部薬務課は第 1 項の協議において、大麻の研究目的に十分な合理性が認められる場合として、大麻研究が、国民生活にとって必要不可欠で社会的有用性が認められる場合であり、次の各号に全て該当する場合であるか確認するものとする。

- (1) 研究目的は、大麻の吸食、鑑賞等、個人の趣味又は趣向によるもので無いこと。
- (2) 研究目的が、薬物鑑定、犯罪捜査、麻薬探知犬の訓練等公共の福祉の増進に貢献するものであり、社会的有用性が認められるものであること。但し、大麻研究

のため、大麻の発芽実験等大麻栽培を行う場合は、その研究目的は、薬物鑑定又は犯罪捜査であること。

- (3) 申請者が、官公庁、公的研究機関、又は公的医療機関において正職員として勤務する者であり、かつ、研究目的が、研究施設の設置者又は管理者の同意の下、業務として行うものであること。

(事前協議の適用除外)

第4条 前条の規定は、次の各号に該当する場合には適用しない。

- (1) 申請予定者が、過去に千葉県において大麻取扱者免許を受けた者であり、過去の申請と現在予定している申請の内容に変更が無い場合
- (2) 申請予定者の大麻の研究目的が、合理性があるものとして過去に千葉県健康福祉部薬務課が認めたものと全く同じ内容である場合

附 則

この指導要綱は、制定の日から施行する。

## 大麻取扱者事前協議書

栽培予定地 又は研究予定施設	所在地	郵便番号( )
	名称 (研究予定施設の 場合のみ記載する こと)	電話番号 ( )
免許の種類	大麻栽培者 ・ 大麻研究者 (該当を○で囲むこと)	
大麻栽培又は大麻 研究の経験	有り ・ なし (該当を○で囲むこと)	
	大麻栽培又は大麻 研究の経験の内容 (有りの場合のみ 記載すること)	
上記のとおり免許を受けたいので事前協議します。		
平成 年 月 日		
住所 郵便番号.....		
.....		
氏名		
.....印		
電話番号 ( )		
生年月日 年 月 日		
千葉県知事 様		

# 大麻取扱者目的概要書

年 月 日

住所

氏名

印

1. 大麻の栽培目的又は研究目的

2. 大麻を必要とする理由

3. 大麻の使用方法

4. 大麻及びその種子の入手方法

## 大麻栽培同意書(土地所有者用)

年 月 日

住所

氏名

印

私は、私の所有する土地(所在地： \_\_\_\_\_ )  
において、 \_\_\_\_\_ が大麻の栽培をすることに同意します。

※実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載し、  
代表者印を押印し、登記事項証明書を添付すること。

**大麻栽培同意書**(抵当権者、地上権者、その他権利者用)

年 月 日

住所

氏名

印

私は、私が権利を有する土地(所在地: \_\_\_\_\_ )  
において、 \_\_\_\_\_ が大麻の栽培をすることに同意します。

※実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載し、  
代表者印を押印し、登記事項証明書を添付すること。

## 大麻栽培隣接同意書(土地所有者用)

年 月 日

住所

氏名

印

私は、私の所有する土地(所在地： \_\_\_\_\_ )  
の隣接地において、 \_\_\_\_\_ が大麻の栽培をすることに同意します。

※実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載し、  
代表者印を押印し、登記事項証明書を添付すること。

**大麻栽培隣接同意書**(抵当権者、地上権者、その他権利者用)

年 月 日

住所

氏名

印

私は、私が権利を有する土地(所在地: \_\_\_\_\_ )  
の隣接地において、 \_\_\_\_\_ が大麻の栽培をすることに同意します。

※実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載し、  
代表者印を押印し、登記事項証明書を添付すること。